

[事案 2019-270] 新契約無効請求

・令和2年7月28日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年6月および7月に、法人の取締役等を被保険者として契約した2件の終身医療保険について、以下の理由により、契約を無効にして既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集時に、本契約が掛け捨ての保険である旨を説明されていない。掛け捨てだと説明されていれば、年間300万円超もの保険料の保険に加入することは絶対ない。
- (2)契約当日、契約内容について十分な説明はなく、1時間程度の短時間で申込書・告知書の作成まで行っている。

<保険会社の主張>

募集人は募集時に、申立人取締役等に対して、設計書、パンフレットを用いて、本契約の保障内容、解約返戻金などを説明し、了解を得た。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人取締役および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、節税対策になるという理由で本契約を勧めたとのことであるが、募集の経緯を見ると、募集人が申立人のニーズを十分に把握しようとした形跡は窺われない。
- (2)募集人は、事情聴取において、決算で利益が出るため、法人税を軽減するために本契約を勧めたと陳述しているが、募集人は、申立人の顧問税理士をしていることから、申立人の財務内容から見て年間300万円超の保険料の支払いが過重なものであり、支払の継続が困難になる可能性があることは十分に想定できたものと思われ、適合性について大きな疑問があると言わざるを得ない。
- (3)募集人は、顧問税理士として、申立人の年商、取締役等の年収について知悉していたはずであるが、保険の引き受けのため、取扱者報告書において申立人の年商、取締役等の年収について事実と反する記載をしたことを認めている。